

# 県職員の給与等のあらまし

県では、福祉、医療、土木、教育、警察など県民生活にかかわるさまざまな仕事を行っています。そこで働く職員の給与は条例で定めています。県職員の給与などについて一層のご理解をいただくため、そのあらましをご紹介します。

## 給与決定の仕組み

地方公務員法では、職員の給与を決める際には、次の原則によることとされています。

- その職務と責任に応じたものとする
- 生計費を考慮すること
- 国や他の都道府県の職員とのつり合いがとれていること
- 民間企業に勤める人の給与とのつり合い、その他の事情を考慮すること

具体的には、県内民間企業の給与の実態や生計費などの調査に基づく人事委員会勧告を踏まえ、県議会の審議を経て条例で定めています。

今年度の人事委員会勧告において、民間給与をより適正に職員給与に反映させるため、比較対象となる企業規模を100人以上から50人以上に引き下げるなど公民給与の比較方法を見直したことにより、公民の給与がほぼ均衡していることから、月例給(給料月額、諸手当)及び期末・勤勉手当(ボーナス)の改定は行っていません。

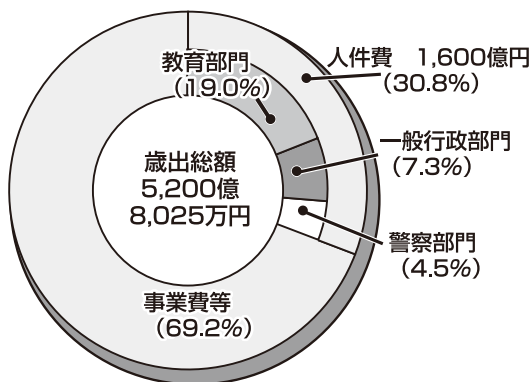
職員給与については、今後とも、より一層の適正化に努めていきます。

## 人件費の状況

本県の平成17年度決算では、人件費は歳出総額の30.8%にあたる1,600億円となりました。

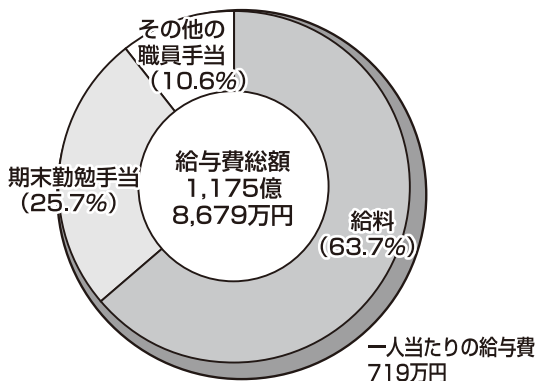
その内訳は、小中学校及び高等学校等教育関係職員分19.0%(987億円)、一般行政関係職員分7.3%(380億円)、警察関係職員分4.5%(233億円)となっています。

人件費の状況(部門別) (平成17年度決算)



※人件費には、退職手当及び特別職の給料等を含みます。

人件費のうち職員給与費の状況 (平成18年度一般会計12月補正後予算)



※職員手当には、退職手当は含まれていません。

表2 職員の初任給及び学歴・経歴年数別平均給料月額 (平成18年4月1日現在)(単位:円)

区分	初任給	経験10年	経験15年	経験20年
大卒				
一般行政職	170,200	277,000	335,000	391,300
警察職	185,300	290,100	344,100	398,600
高等学校教育職	190,500	323,500	376,400	410,000
小中学校教育職	190,500	320,600	380,800	408,400
高卒				
一般行政職	138,400	226,000	278,000	335,600
警察職	156,200	244,800	294,400	363,600

## 平均給料月額・初任給の状況

代表的な職種別の平均給料月額と平均年齢は、表1のとおりです。また、職種別の初任給と学歴・経歴年数別の平均給料月額は、表2のとおりです。

なお、一般行政職の給与水準について、一定条件のもとに国を100とした指標で比べると、本県は100.8となっています。

表1 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	363,800円	43歳 9月
警察職	369,300円	43歳 2月
高等学校教育職	419,900円	45歳 4月
小中学校教育職	408,600円	44歳 11月

## 給料表

職員の給料は、その職務に応じた10種類の給料表により、それぞれの職務と責任の度合いに応じて定められています。このうち行政職給料表適用者(3,833人)の級別職員数と代表的な職名は、表3のとおりです。

表3 行政職給料表適用者の級別職員数の状況 (平成18年4月1日現在)

級	代表的な職名	職員数(人)	構成比(%)
9	本庁の部局長	25	0.65
8	本庁各部の統括的業務を掌理する部局次長	—	—
7	本庁の部局次長、本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長	48	1.25
6	本庁の課長	395	10.31
5	本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長補佐	1,004	26.19
4	本庁の課長補佐、本庁の重要な業務を分掌する係長	951	24.81
3	本庁の係長、主任主事・主任技師	809	21.11
2	主事・技師	362	9.44
1	主事・技師	239	6.24
計		3,833	100.0

## 職員手当

職員には給料のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などを支給しています。このうち期末・勤勉手当は、民間企業のボーナスに相当するもので、年間4.45月分を支給しており、手当額算定の基礎となる給料等の額に職制上の段階、職務の級等に応じた加算措置があります。

なお、管理職手当については、平成17年度から支給額を10%減額する措置が実施されています。

また、退職手当は、勤続年数や退職事由に応じた基本額に、職務・職責に応じた調整額を加えた額を支給しています。支給割合は、国と同一で、勤続20年の場合の自己都合退職は23.5月分、勤続・定年退職の場合の最高限度は、勤続35年以上で59.28月分です。

## 特別職の給料・報酬等

特別職の給料・報酬月額は、県内の各界代表者、学識経験者などで構成する「特別職報酬等審議会」の答申を受けて条例で定めています。

問い合わせ (給与) 人事課 ☎076(225)1242 (職員数) 行政経営課 ☎076(225)1246

主な特別職の給料・報酬月額は、平成6年7月から知事=130万円、副知事=102万円、議長=91万円、副議長=86万円、議員=78万円となっています。このほか年間3.35月分の期末手当を支給しています。

また、これらの特別職においては平成15年1月から給料・報酬月額の5%ないしは3%の減額措置、さらに、知事及び副知事については、平成17年度から期末手当の支給額を10%減額する措置が実施されています。

## 職員数の状況

新行財政改革大綱において、知事部局の職員数を10年間(平成15年度~平成24年度)で450人程度削減することとしており、平成18年度につきましては、これまでに実施した給与・旅費事務等の各部局単位への集約化や農林・土木事務所の再編に伴う体制の整理及び公社等外郭団体からの派遣職員の引き揚げ等により、職員数の削減を引き続き実施しました。

また、産業人材の育成・確保及び観光地活性化等に係る体制整備等も図り、県民の皆様に対するサービスの維持向上にも配慮しながら、簡素で効率的な行政運営に取り組んでいます。

職員数の状況は、表4のとおりです。

表4 部門別職員数の状況 (平成18年4月1日現在)(単位:人)

区分	職員数			主な増減理由
	平成18年度	平成17年度	増減数	
一般行政部門				
総務・企画等	783	797	△ 14	給与・旅費事務等の集約化、公社等外郭団体から職員引き揚げ等
保健・福祉	813	827	△ 14	金沢市域に係る児童相談業務の移管、公社等外郭団体から職員引き揚げ等
商工・労働	311	305	6	産業人材の育成・確保及び観光地活性化等に係る体制整備等
農水・土木	1,862	1,936	△ 74	農林・土木事務所の再編に伴う体制整理、公社等外郭団体から職員引き揚げ等
小計	3,769	3,865	△ 96	
教育部門	9,675	9,821	△ 146	児童・生徒数の減少による教員の減
警察部門	2,296	2,281	15	警察官の増員
病院	908	922	△ 14	退職者の増(年度途中の採用)
その他	115	126	△ 11	電気事業の縮小
小計	1,023	1,048	△ 25	
合計	16,763	17,015	△ 252	